

2022年診療報酬改定に伴う「選定療養費」変更のお知らせ

『厚生労働大臣の定める選定療養費として、他の医療機関からの紹介状を持参せずに
当院を受診した場合、診療費とは別に自己負担として、別途下記料金のお支払いをお願い
しております。』

○初診時選定療養費（医科・歯科についてはそれぞれお支払いいただきます。）

- * 当院を初めて受診される方。
- * 6ヶ月以上受診されていない方。（予約のある方は除く）
- * 患者の希望により、他の診療科を受診される方。（院内紹介されて受診する方は除く）

2022年9月まで

2022年10月より

5,500円（税込） ⇒ 7,700円（税込）

○再診時選定療養費（医科・歯科についてはそれぞれお支払いいただきます。）

- * 当院から他医療機関または診療所に対し、文書による紹介したにもかかわらず患者さんの都合により当院への受診を希望された方。

2022年9月まで

2022年10月より

2,750円（税込） ⇒ 3,300円（税込）

○ただし、次に該当される患者さんからは選定療養費の負担をいたしません。

- * 他の医療機関からの紹介状をご持参いただいている方。
- * 各種公費負担制度を受給されている方。
- * 救急車等にて来院され緊急診療を必要とする方。
- * 災害により被害を受けた方。
- * その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた方。

獨協医科大学病院